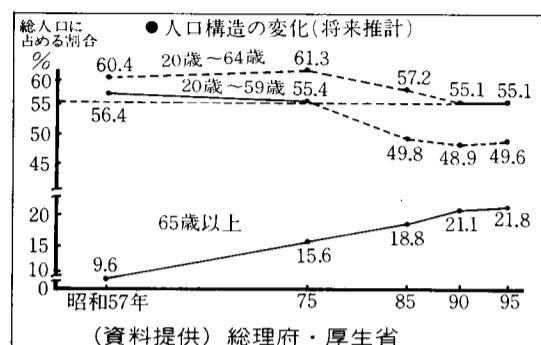


人生80年時代 ○○○

健やかな老後のために



制度改正のねらい

今や五十年代は人生の花盛り、人生八十年といわれる時代になつ

今回、国民年金法が改正され、四月から施行されることになりました。そこで、市民の皆さんに新しい国民年金制度をご理解いただき、改正のあらましについてお知らせします。

できました。

今、我が国は世界にも例を見

ないスピードで、高齢化社会へ

と進んでいます。

人口構造の変化を見ていただくとお分かりのように、現在のところ、社会経済や年金制度の中心的担い手である二十歳から五十九歳の現役世代は、今世紀中はおおむね総人口の五十六%程度と、横ばいで推移するもの、二十一世紀に入ると急速に減少し、昭和八十五年には五十%弱と、総人口の半数を割ることになるものと見込まれています。

そこで、本格的な高齢化社会の到来に備えて、お年寄りの世代を働く現役世代が支えるという社会的な仕組みである公的年金制度の役割は、今後ますます重要になってきています。



そのため、公的年金制度を長期的に安定したものにする基盤をつくることと、保険料を負担している若い世代の給与よりも年金の方が高いということのないように同一世代内、若い世代とお年寄りの世代間、この両面にわたって、公平性を確保するために、今回、制度が改正されました。

改正のあらまし

(1) 国民共通の基礎年金

これまで、農業、自営業の人などは国民年金に加入し、サラリーマンは厚生・共済年金制度に加入するという「タテ割り」の仕組みで、さらにサラリーマンの奥さんは国民年金に任意加入できることになりました。

これにより、国民年金は共通の基礎年金を支給する制度に発展し、厚生年金などは、原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度となり、国民年金は公的年金制度の土台として再編成され、「二階建ての年金制度」が発足したことになります。

(2) 給付負担の適正

これまでには、年金受給者の平均加入期間がそれほど長くありませんでしたが、今後は四十年加入が一般的になると予想されことから、現段階で、制度を支える現役労働者の所得水準や負担とのバランスがとれるよう、適正な水準に落ちつかせるためこれを二十年かけて給付水準を

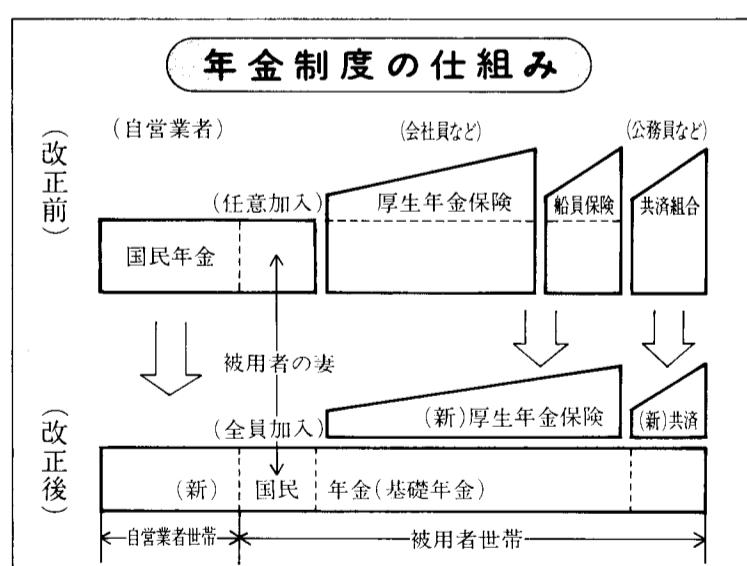
徐々に適正化するとともに、将来のピーク時の負担も軽減することとされています。
(3) 女性の年金権の確立
今回の改正で、国民年金の適用をサラリーマンやその奥さんにも拡大しますが、これにより、加入者一人ひとりに自分名義の基礎年金が支給されることになります。

4月から新しい国民年金

徐々に適正化するとともに、将来のピーク時の負担も軽減することとされています。

今回の改正で、国民年金の適用をサラリーマンやその奥さんにも拡大しますが、これにより、加入者一人ひとりに自分名義の基礎年金が支給されることになります。

第一号被保険者
農業、自営業など日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人
第二号被保険者
厚生年金保険（船員保険を含む）、共済組合の加入者の被扶養配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人
第三号被保険者
厚生年金保険（船員保険を含む）、共済組合の加入者の被扶養配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人

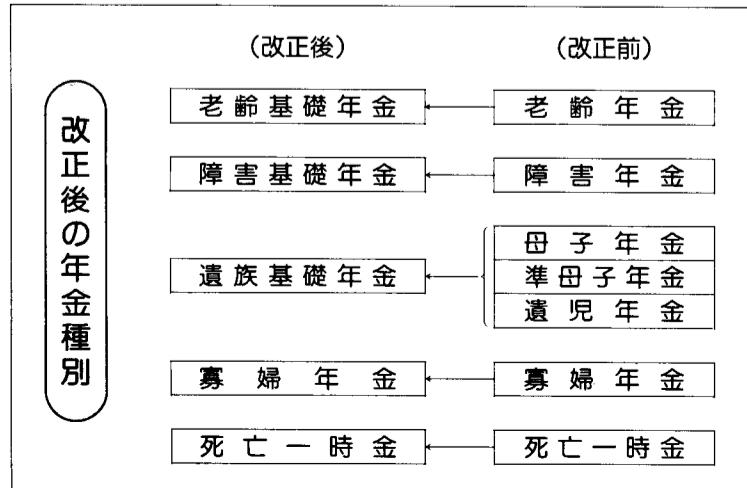


加入の対象者

サラリーマンの奥さんが障害者となつたときは、自分の障害基礎年金が支給されますし、また、万一離婚しても、老後は自分の基礎年金が支給されることになります。

任意加入できる人

① 日本国に住所のある二十歳以上六十歳未満の人で、学生または被用者年金制度の老齢年金をもらっている人
② 日本国に住所のある六十歳以上六十五歳未満の人で、資格期間などが不足する人
③ 日本国に住所のない日本人



届に必要なもの

① 夫（妻）の厚生年金手帳
② 健康保険証
③ 過去に国民年金または、厚生年金に加入したことのある人はその手帳
④ 印鑑（認め）
また、共済年金関係については、ご主人の職場から配布された資格取得届用紙に必要な事柄を記入して、ご主人の職場か、市の窓口へ提出してください。

厚生・共済年金の被保険者その被扶養配偶者、つまり第二号被保険者と第三号被保険者の基礎年金に必要な費用は、厚生年金制度から一括して納めることになりますので、国民年金の保険料を個別に納める必要はありません。

ただし、厚生年金関係については、厚生年金加入者の被扶養配偶者である旨（被扶養配偶者でなくなった場合も同じ）を市役所に届けないと、将来、年金がもらえなくなりますので、提出してください。

第3号被保険者は該当届を

